

パブリックコメント

制度で

市民のみなさん
のお声を、お聴
かせください。

募集期間

令和3年（2021年）
4月30日（金）から
5月31日（月）まで

パブリック・コメント制度は、
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこう
という制度です。（宝塚市市民パブリック・コメント条例）

自分を大切に 人を大切に
ふるさと宝塚を大切に作る人づくり

～「子ども」「教育環境」「地域」「生涯学習」の4つの視点から～

宝塚市では、

第2次宝塚市教育振興基本計画（案）

について、市民のみなさんからのご意見
を募集しています。



（お問合せ先）
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市教育委員会事務局 管理部 管理室 教育企画課
Tel 0797-77-2025 Fax 0797-71-1891

第2次宝塚市教育振興基本計画(案)への意見募集について

1 第2次宝塚市教育振興基本計画とは

教育振興基本計画は、教育振興に関する中期的な総合計画として、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定するものです。この計画では、宝塚市の教育の理念となる基本目標と4つの教育の方向性を定めており、計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)の10年間としています。

2 第2次宝塚市教育振興基本計画(案)策定の経過

令和元年度(2019年)より、教育長、教育委員(4名)及び教育委員会事務局の理事・部長級職員を委員とする「第2次宝塚市教育振興基本計画検討会」を開催し、令和3年3月までに10回の検討を行ったほか、同検討会において学校関係者、知識経験者、公募による市民からの意見聴取を3回実施しました。また、宝塚市総合教育会議において今後の本市における教育施策の方向性について市長と教育委員会が意見交換を行い、教育委員会として本計画(案)を策定しました。「第2次宝塚市教育振興基本計画検討会」の委員名等は別紙のとおりです。

3 第2次宝塚市教育振興基本計画(案)のポイント

(1) 背景・目的

本市では、平成23年(2011年)に策定した宝塚市教育振興基本計画に掲げている「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」という基本目標のもと、教育委員会と幼稚園や学校、家庭、地域が手を携えて、子どもたちの心身を健やかに育むためのさまざまな事業を行ってきました。

そうした中、学校でのいじめや教職員による不適切な指導・不祥事により、児童生徒、保護者をはじめ、市民の皆様からの信頼を大きく損ねている現状を重く受け止め、「宝塚市の教育」を改めて見つめなおし、改革していかなければならないという思いを新たにいたしました。

本計画(案)では、前計画から引き続き取り組むべき施策と、市の現状を踏まえて新たに重点的に取り組むべき施策を中心として、不退転の決意をもって、子どもたちの心身の健全な発達と社会教育の振興のために尽力することを明らかにし、基本目標の達成に向けた施策の展開を強力に進めようとするものです。

(2) 構成

本計画（案）では、【自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に
する人づくり】という「基本目標」のもと、子ども、教育環境、地域、生涯
学習の視点から4つの「教育の方向性」を定め、15の「基本方針」ととも
に48の教育施策を掲げています。また、この教育施策のうち、特に重要と
考える8つの施策を「重点施策」として設定し、今後の取組の核として捉え
ています。

4 意見募集の目的

本計画（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、本計画（案）に
市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 本計画（案）に対する意見募集
- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ 本計画（案）の概要
- ④ 本計画（案）

5 第2次宝塚市教育振興基本計画（案）の公表方法について

パブリック・コメントの計画書（案）の概要版・本編は、市ホームページ
及び市の窓口にて公表しています。

①市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

- ・教育委員会 管理部 管理室 教育企画課のページ
- ・トップページから「教育振興基本計画」で検索するか、「検索用 ID:1041834」
を入力し検索することもできます。

二次元コード



②市の窓口

市役所2階教育企画課、市民相談課、各サービスセンター、
各サービスステーション、各人権文化センター、各公民館・図書館、市立
スポーツセンター及び教育総合センターで公表しています。

6 意見の募集期間

令和3年（2021年）4月30日（金）から同年5月31日（月）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。なお、別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目(氏名、住所、電話番号等)すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所(全般もしくは特定部分)が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所2階教育企画課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和3年(2021年)5月31日(月)必着とします。

ただし、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665 (住所記載不要)

「宝塚市教育委員会 管理部管理室教育企画課」

電話番号 0797-77-2025

ファクシミリ 0797-71-1891

電子メールアドレス m-takarazuka0108@city.takarazuka.lg.jp

市役所所在地 宝塚市東洋町1番1号

(教育企画課は市役所2階です。)

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見(パブリック・コメント)については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所2階教育企画課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、各人権文化センター、各公民館・図書館、市立スポーツセンター及び教育総合センターで配布します。

なお、提出いただいた意見に対し、個別回答はしませんのでご了承ください。

10 個人情報等の取扱いについて

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

【別紙】

第2次宝塚市教育振興基本計画検討会委員名簿

役職	氏名
教育長	森 恵実子
教育委員(～R3.3.31)	川名 紀美
教育委員	篠部 信一郎
教育委員	木野 達夫
教育委員	望月 昭
教育委員(R3.4.1～)	松浦 一枝
教育委員会事務局 理事	上江洲 均(～R3.3.31)
同 管理部長	村上 真二
同 学校教育部長	橘 俊一
同 社会教育部長	立花 誠(～R2.3.31)
	柴 俊一(R2.4.1～)

第2次宝塚市教育振興基本計画検討会意見聴取者名簿

区分	氏名
教職員 (幼稚園長会代表)	久木 綾子
教職員 (小学校長会代表)	田上 裕一
教職員 (中学校長会代表)	小野 光良
教職員 (教諭代表)	山内 圭一
保護者 (宝塚市PTA協議会代表)	薄田 昌広
知識経験者 (立命館大学 教授)	春日井 敏之
知識経験者 (京都府立大学 教授)	窪田 好男
公募市民	外間 有子

第2次宝塚市教育振興基本計画（案）に対する意見

○氏名または名称 _____

○住所または所在地 _____

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

市内在勤 市内在学 その他

○連絡先(電話番号) _____ (メールアドレス) _____

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】

※ 該当する項目を選んでください。

第2次宝塚市教育振興基本計画（案）の全般に関すること

特定の部分に関すること

_____ページの_____行目からの部分

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いします。

その場合、2枚目以降は、氏名のみご記入ください。

【意見締切り】令和3年（2021年）5月31日（月）必着

【お問い合わせ・提出先】宝塚市教育委員会事務局管理部管理室教育企画課（教育企画課は、市役所2階です。）

〒665-8665 宝塚市東洋町 1-1

TEL：0797-77-2025 FAX：0797-71-1891

E-mail：m-takarazuka0108@city.takarazuka.lg.jp

第2次宝塚市教育振興基本計画（案）

（概要版）

令和3年〇月
宝塚市教育委員会

基本目標

自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり

【第2次宝塚市教育振興基本計画について】

本市では、平成23年（2011年）に策定した宝塚市教育振興基本計画に掲げている「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」という基本目標のもと、教育委員会と幼稚園や学校、家庭、地域が手を携えて、子どもたちの心身を健やかに育むためのさまざまな事業を行ってきました。

そうした中、学校でのいじめや教職員による不適切な指導・不祥事により、児童生徒、保護者をはじめ、市民の皆様からの信頼を大きく損ねている現状を重く受け止め、「宝塚市の教育」を改めて見つめなおし、改革していかなければならないという思いを新たにいたしました。

また、子どもたちの自尊感情をはじめとする人権意識の醸成や体力づくり、学校における管理職のなり手不足やICT機器を活用した教育の実践などは、いまだ十分な成果をあげることができず、今後、重点的に取り組むべき課題が山積しています。

このたび策定した第2次宝塚市教育振興基本計画では、前計画から引き続き取り組むべき施策と、市の現状を踏まえて新たに重点的に取り組むべき施策を中心として、不退転の決意をもって、子どもたちの心身の健全な発達と社会教育の振興のために尽力することを明らかにするとともに、基本目標の達成に向けた施策の展開を強力に進めてまいります。

計画の位置付け

本市では、平成22年度（2010年度）に、教育振興に関する中期的な総合計画として、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「宝塚市教育振興基本計画」を策定し、本市の特色を活かしながら、教育の理念となる基本目標と計画期間の10年間を見通した4つの教育の方向性を決めました。

さらに、平成27年度（2015年度）に、特に今後5年間に力を入れるべき5つの施策を後期の重点施策とし、計画そのものをわかりやすく46の施策に見直し、計画に基づいた各種事業を展開してきました。

このたび、「宝塚市教育振興基本計画」の計画期間が令和2年度（2020年度）で終了することから、10年間の取り組み状況を総合的に点検・評価を行いました。

教育委員会では、今後も、市民や学校園にも計画の周知を図りながら、計画に基づいた各種事業を展開していきます。

そして、子どもたち誰もが安心して学ぶことができ、また、人間形成の礎となる基礎基本を身に付け、自分や他人の命を大切にするという「生きる力」を持った子どもの育成に取り組み、さらには、生涯学習の視点から、誰もが学びたい時に学び、その学びの成果を自分だけでなく、地域にも活かすことができるような人づくりをめざします。

計画の対象期間

第2次宝塚市教育振興基本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間としています。この度、計画前期の5年間に取り組むべき教育計画を策定するとともに、計画前期の最終年度となる令和7年度（2025年度）には、後期に向けた見直しを行うこととします。

本計画では、前計画に引き続き、基本目標を達成するために特に重要と考える8つの施策を「重点施策」として設定し、今後の取組の核として据えています。

重点施策1 幼児期の教育・保育の質を高めます

社会情勢に対応した時代にふさわしい教育、保育を推進するために、幼児教育センターを中心とし、「保育・教育アドバイザー」を活用して、幼保の連携や公私立間の連携を進め幼児教育の横のつながりを強めるとともに、中学校区を単位とした縦のつながりとなる保・幼・小・中の連携を推進します。

重点施策2 子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います

子どもが抱えるさまざまな課題に対して、組織的な支援が行えるように、スクールカウンセラーなどの専門職、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を推進するとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。また、家庭や関係機関と連携し、問題行動やいじめ・不登校の未然防止や早期発見、児童虐待の防止に努めます。

特に、いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体にも重大な危険を生じさせる恐れがある、決して許されない行為です。

本市では、本計画の5章に記載している「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」における5つの柱を軸として、施策を展開していきます。

重点施策3 「魅力ある授業」「わかる授業」を展開します

子どもたちが、学習内容を自分の人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の向上を身に付けていくために、児童生徒の発達段階や興味・関心等に応じた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めます。

また、学習内容を確実に身に付けることができるよう、教職員の授業力向上のための保・幼・小・中の連携も含めた研修・研究に取り組むとともに、各学校の実態に即し、少人数指導や習熟度別指導等による個に応じた指導を充実します。

重点施策 4 子どもの健やかなからだづくりを応援します

元気で、活力に満ちた子どもを育てることが急務であると考え、「体力向上プログラム」を策定し、その着実な実施により子どもたちの体力向上を図ります。さらに、体力向上指導員や体育授業サポーターの派遣により、楽しい体育授業の創造と運動の習慣化を図ります。

重点施策 5 子どもたち・教職員の人権意識を高めます

子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる倫理観を養うため、道徳的な様々な価値について理解を深めるとともに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考える学習を通して、適切な判断力、心情、実践意欲と態度を養うとともに、教職員の人権意識を高める取り組みを進めます。

重点施策 6 ICT環境を活用した教育を展開します

課題や目的に応じて、身近なICT機器を活用し、必要な情報を主体的に収集・判断し活用できる「情報活用能力」を育成します。また、教職員を対象に効果的なICT機器の活用方法や情報セキュリティ・著作権等の実践的な研修を開催し、啓発に努めます。

重点施策 7 読書活動を推進します

ことばの力を身に付けるために大切なものは読書です。乳児・幼児期での本との出会いに始まり、発達段階に応じたさまざまな本との出会いは、子どもの心を豊かに育てると同時に思考力を磨き、表現力を高め、想像力を育みます。読書を通じて、他者の考えや思いを理解し、人と人とのつながりを強める大切な力を身に付けることができ、結果として学力の向上にもつながります。

そこで、学校図書館にはない図書を市立図書館から貸し出しを受けると、学校と市立図書館が連携し児童生徒の学びの機会を広げていきます。

重点施策 8 学校・家庭・地域の連携を強めます

より全市的・機能的に学校と家庭・地域が連携・協働ができ、子どもを育てる仕組みへと発展させる必要があり、学校園への支援体制を検討するとともに、学校と家庭・地域のニーズ等を調整するコーディネーターの存在が大切であり、その人材の発掘に引き続き取り組みます。

また、コミュニティ・スクールの全校導入に向けた取り組みを進めつつ、さらに国の示す制度への移行を進め、開かれた教育課程の実現を目指します。併せて、学校評価を活用し、地域や保護者と学校課題を共有しながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的運用を進めるとともに地域人材バンク設立に向けた検討を進めます。

施策の体系

本計画では、「基本目標」、「教育の方向性」、「基本方針」は、前計画をふまえながら新たな動向をふまえ、そのうえで、「今後5年間において取り組む各施策」として48施策を定めて、計画の体系とします。

教育の方向性Ⅰ 子どもの「生きる力」を育む

基本方針1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます

自己有用感を持ち、自分と他人を大切にできる子どもの育成をめざし、人格形成の基礎である幼児期教育の充実、保幼小中の連携に取り組めます。また、一人ひとりが大切にされるインクルーシブ教育の推進に向けた特別支援教育の充実に努めるとともに、子どもの問題行動、いじめや不登校などに対しては、学校園と教育委員会が連携した速やかな対応とともに、適切に支援できる体制の整備を図ります。さらに、教育の機会均等を図るため、就学に必要な授業料や入学金、学校で必要な経費などを支援します。

- 施策(1) 幼児期の教育・保育の質を高めます【重点施策1】
- 施策(2) 特別支援教育を充実させます
- 施策(3) 子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います【重点施策2】
- 施策(4) 学びの機会均等を保障します

基本方針2 学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着を図ります

学力の基礎基本の確実な定着は、子どもたちの「生きる力」をつける土台になるものです。全国学力・学習状況調査結果を活用し、各学校の課題克服に向けた施策を充実し、地域や学校の実態に合わせた適切な教育課程が編成できるよう支援をします。また、ボランティア等による授業補助や地域人材を活用した補充学習等により、子どもたちの学習習慣と基礎学力定着の支援を行います。さらに、少人数授業の一層の活用のほか、教材や指導内容の創意工夫により、子どもたちが学ぶ楽しさを体感できるよう努めます。

- 施策(1) 基礎基本を確実に定着させます
- 施策(2) 「魅力ある授業」「わかる授業」を展開します【重点施策3】

基本方針3 心身ともに健やかな子どもを育てます

体力向上をめざし、幼稚園・小学校・中学校を通じた取組とともに、学校給食を通じた食育の推進により、健康で豊かな心身を培う教育の推進に努めます。また、規律正しい生活に向けた基本的な生活習慣の確立をめざし、心身ともに健やかな子どもの育成に努めます。

- 施策(1) 子どもの健やかなからだづくりを応援します【重点施策4】
- 施策(2) 子どもたちの健康的な成長と発達を支援します
- 施策(3) 安全・安心な学校給食を提供します
- 施策(4) 基本的な生活習慣の確立をめざします
- 施策(5) 部活動のありかたを改革します

基本方針4 命の大切さや多様性について理解し、思いやりの心を持つ子どもを育てます

確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になってきています。様々な体験的・実践的な活動を通して、命の大切さと人権尊重を基礎にした、豊かな人間性と社会性を育み、自立の精神とともに、防災や福祉の分野で特に必要な「助けあい」や「共に生きる」ことを実践できる子どもを育てます。

- 施策(1) 人権教育の充実・推進に努めます
- 施策(2) 子どもたち・教職員の人権意識を高めます【重点施策5】
- 施策(3) 防災教育を充実させます
- 施策(4) 福祉教育を充実させます

基本方針5 未来を切り拓く子どもを育てます

社会環境が急速に変化する中、国際化や情報化、環境に関わる問題など、時代とともに変化する課題に対し、子どもたちが将来にわたって主体的に取り組んでいけるよう、基礎となる知識や能力を育成する必要があります。様々な教育機会を活用し、主体的・創造的に生きていく基礎的能力を育成し、社会の変化に対応できる子どもたちの育成に努めます。

- 施策(1) 外国語活動を積極的に展開します
- 施策(2) 子どもたちの理数科目に対する関心と学習意欲を高めます
- 施策(3) ICT環境を活用した教育を展開します【重点施策6】
- 施策(4) キャリア教育やさまざまな体験学習の機会を提供します
- 施策(5) 環境教育を充実させます

基本方針6 ことばを大切にし、感性豊かな子どもを育てます

ことばは学びの基本となるものであり、互いの考えや思いを伝え、わかりあう重要なツールです。より深いコミュニケーションを成り立たせるためには豊かなことばを獲得することが必要です。そのため、読書活動の推進をはじめ、学校園では各教科・領域でことばを豊かに用いる言語活動を充実し、感性豊かな子どもを育成する取組を進めます。

- 施策(1) 読書活動を推進します【重点施策7】
- 施策(2) 学校図書館を充実させます

教育の方向性Ⅱ 学校園、教職員の教育力を高める

基本方針7 学校園の組織の充実を図ります

小学校や中学校に入学したばかりの児童生徒が環境になじめない、いわゆる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などの課題解決には、保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の各校種間で全期間を通じた教育の連携が重要です。また、教員の教育能力の向上や学校経営の活性化のため、各学校での研究体制を充実させるとともに、校務支援システムの活用を支援し、多様化した学校事務の軽減に取り組みます。

- 施策(1) 保幼小中の連携教育を進めます
- 施策(2) 学校園での教育研究活動を促進します
- 施策(3) 教員の働き方改革を推進します
- 施策(4) 教員の連携により子どもたちを見守り、課題の解決に取り組みます

基本方針 8 学校教育を担う人材の育成に努めます

学校教育において、教職員の資質向上、人材育成は欠かすことのできないものです。研修の開催や自主研修の場の確保のほか、日常的な教員同士の授業公開の推進などにおいて、教員の指導力向上を支援します。また、管理職候補の育成や主幹教諭の活用にも努めます。また、教職員の心と体を守るための相談業務の充実など支援体制の整備に努めます。

- 施策(1) 教員の授業力向上を図ります
- 施策(2) 管理職の育成や、管理職の負担軽減を図ります
- 施策(3) 教職員のこころとからだの健康づくりを進めます
- 施策(4) 子どもたちと向き合い、子ども理解を深めます

基本方針 9 安全・安心な学校園の整備を進めます

子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりが求められるなか、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの地震発生を受け、全学校施設の耐震化工事を最優先で取り組んできました。同工事完了後は、老朽化した校舎や屋内運動場の改修・改築をはじめ、空調やトイレなどの設備の更新やバリアフリー化等の整備を進めます。

- 施策(1) 学校園施設等の安全・安心な環境を整備します

基本方針 10 時代に応じた教育環境の整備に努めます

急激な時代の変化に伴う教育環境について、高速回線を利用したインターネット接続や地上デジタル放送の活用など、情報教育のためのインフラ整備に努めるとともに、環境負荷に配慮した施設の整備に努めます。また、学校の適正規模化については、保護者や地域と課題を共有し、校区の見直しも含めた適正規模化の方向を検討します。

- 施策(1) 学校園の適正規模及び適正配置など、教育環境の整備を進めます
- 施策(2) ICT環境の整備を進めます
- 施策(3) 地球環境にやさしい学校園づくりを進めます

教育の方向性Ⅲ 市民全体で子どもを応援する

基本方針 11 家庭・地域と連携し、子どもの発達を支援します

家庭は、子どもの成長の基盤となる場であり、基本的な生活習慣を身に付ける場です。一方、少子化や核家族化が進み、子育てに不安のある親や児童虐待が増えている中であって、地域は保護者の子育てを手助けする重要な役割を担っています。学校・家庭・地域のそれぞれが自覚と責任を持ち、相互に連携・協力し、子どもたちの成長に関わり、豊かな成長へと導けるよう支援します。

- 施策(1) 学校・家庭・地域の連携を強めます【重点施策 8】
- 施策(2) 学校園の情報を発信するとともに、地域の教育力を活用します
- 施策(3) 発達段階に応じた体験活動を充実させます
- 施策(4) 子育て支援事業を充実させます
- 施策(5) 伝統・文化等に関する教育を充実させます

教育の方向性Ⅳ 生涯を通じて学ぶことのできる環境を充実する

基本方針 12 学びをまちづくりに生かします

生涯学習に対する市民ニーズの多様化、高度化に伴い、学習機会の提供や情報発信、施設の整備を実施しています。引き続き様々な学習ニーズに応える事業を充実するとともに、これらの学びの成果により、子どもを育み、すべての人にやさしいまちを創り上げていきます。

- 施策(1) 誰もが学べる場と機会を整えます
- 施策(2) 人と人とのつながりを築きます
- 施策(3) 学びあいを通じて地域を考えます

基本方針 13 魅力ある図書館づくりを進めます

市民の生涯学習を支援する中核施設としての図書館は、市民のニーズに応える資料や情報の収集と提供に努め、生涯にわたる市民の自主的な学びを支援するとともに、学校や家庭、児童館などと連携して、子どもの読書環境の充実に努めます。

- 施策(1) 図書館の市民利用の拡大に努めます

基本方針 14 ふるさと宝塚の文化遺産を守り、活用します

文化財の保存を進めるとともに、市民にも協力を求め、新たな郷土史料の発掘・収集を行い、これらの資料を、歴史民俗資料館等の活用やICT社会に対応する利便性の高い方法で情報発信に努めます。また、宝塚の魅力あふれる歴史と文化を、身近に感じ、誰もが愛するまち、誇りに思えるまちとなるよう学習機会の充実に努め、ふるさと意識の向上に努めます。

- 施策(1) 文化遺産の保全継承と活用に努めます
- 施策(2) 郷土資料の収集と情報の発信を進めます

基本方針 15 市民のスポーツライフを支援します

スポーツをしない市民には興味のあるスポーツ種目に挑戦する、また、従来からスポーツに親しんでいる市民にはさらに充実した内容で継続的にスポーツに取り組んでもらうことを目標とし、生涯スポーツ人口の底上げを図ります。さらに、個々の理想とするスポーツライフの活性化をめざします。

- 施策(1) スポーツ環境の整備に努めます
- 施策(2) スポーツ機会の提供に努めます
- 施策(3) スポーツ活動の活性化を図ります

第2次宝塚市教育振興基本計画（案）【概要版】

発行：宝塚市教育委員会

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1 TEL 0797-77-2025

第2次宝塚市教育振興基本計画(案) に係るパブリック・コメントの 実施について(概要)

管理部 教育企画課

1 第2次宝塚市教育振興基本計画とは

教育振興基本計画は、教育振興に関する中期的な総合計画として、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定するものです。この計画では、宝塚市の教育の理念となる基本目標と4つの教育の方向性を定めており、計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)の10年間としています。

2 計画(案)策定の経過(本年3月末時点)

- (1) 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会
(構成員:教育長、教育委員(4名)及び教育委員会事務局の理事・部長級職員)での協議・検討
……10回
- (2) 学校関係者、知識経験者、公募による市民からの意見聴取
……3回(上記検討会の内数)
- (3) 宝塚市総合教育会議での市長と教育委員会の意見交換
……2回

3 計画(案)策定に当たってのポイント

(1)時宜に応じたものであること

基本的な施策の体系は現行の計画から大きな変更を行わず、各施策の内容やそれに合わせた名称変更などを行うことで、現行の計画との連続性を意識しつつアップデートしたものであるとしています。

(2)不祥事やいじめ問題等の再発防止への決意を示したものであること

本市では近年、学校でのいじめや教職員による不適切な指導・不祥事によって、市民からの信頼を大きく損ねている状況にあることを重く受け止め、昨年10月に策定した「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」の内容を本計画と関連付け、評価・点検を適切に実施します。

(3)各施策について評価の観点を明らかにすること

計画書において「評価の観点」を示し、具体的な成果指標の設定については年度によって流動性を持たせつつ、一定の視点を維持して継続的に施策の評価を行えるようにします。

4 計画期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度まで

※計画の始期は令和3(2021)年4月に遡ることとし、計画前期の最終年度となる令和7(2025)年度には、後期5年間に
向けて取組の見直しを行います。

5 今後のスケジュール

(1)パブリック・コメント募集期間

……令和3年4月30日から5月31日まで

(2)いただいた意見の反映について教育委員会において 検討する期間

……令和3年6月中(予定)

(3)計画策定時期(教育委員会での議決)

……令和3年7月下旬予定